

大阪介護支援専門員協会堺市西区支部会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、大阪介護支援専門員協会堺市西区支部（以下本会という）と称する。

（区域）

第2条 本会は、堺市西区をもってその区域とする。

（目的）

第3条 本会は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下府協会という）の支部としての権利と義務を有し、介護支援サービスの増進に寄与し、職業倫理の向上に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通してその専門性を高め、会員の資質の向上と知識・技術の普及を図り、地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）会員の研修・研究に関する事柄
- （2）職業倫理向上に関する事柄
- （3）会員の親睦に関する事柄
- （4）その他、本会の目的を達成するために必要な事柄

（事務所）

第5条 本会の事務所は支部長の定める所におく。

第2章 会 員

（会員の構成と組織）

第6条 本会会員は、本会区域内で就業もしくは居住する介護支援専門員で、会員として府協会で承認された者をもって構成、組織する。

（入会）

第7条 本会への入会は、府協会へ入会し、府協会より支部分属者として連絡のあった者を本会会員として入会させる。

（退会）

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 府協会を退会し、府協会より退会者として連絡のあった者
- (2) 死亡、又は解散したとき

(除名)

第9条 会員が府協会定款第9条に明らかに該当すると思われる場合は、府協会に対し除名勧告をすることができる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 若干 名
- (3) 理事 若干 名
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第11条 支部長及び監事は、支部総会において選任する。

- 2. 副支部長及び理事の委嘱並びに解嘱は支部長が行い、会員に報告する事とする。
- 3. 監事は、支部長、副支部長、理事を兼ねることはできない。

(職務)

第12条 支部長は本会を代表し会務を統轄する。

- 2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3. 理事は支部長の旨をうけて会務を分掌する。
- 4. 監事は本会の事業、会計及び財産を監査する。また、支部長辞任の場合は、新支部長選任まで会務を統轄する。

(任期)

第13条 支部長及び監事の任期は、次の支部総会までを任期とする。

- 2. 副支部長、理事の任期は、これを委嘱した支部長の在任期間とする。
- 3. 支部長がその任期中に辞任しようとするときは、辞表を監事に提出するものとする。
- 4. 監事がその任期中に辞任しようとするときは、辞表を支部長に提出するものとする。
- 5. 支部長、監事辞任により、新たに選任された支部長、監事の任期は前任者の残任期間とする。

(応急処分)

第 14 条 支部長は、総会及び理事会で議決を要する事柄であっても、緊急必要ありと認めたときは、応急処分することができる。

2. 前項により応急処分した事柄は、次の総会または理事会に報告し承認を受けなければならない。

(副支部長、理事の補充)

第 15 条 副支部長、理事に事故、辞任または解嘱により欠員を生じ、会務に支障をきたす場合は、第 11 条により補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員報酬等)

第 16 条 役員は、無給とする。ただし費用弁償をすることができる。

第 4 章 相談役並びに顧問

(相談役及び顧問)

第 17 条 本会に相談役及び顧問をおくことができる。

2. 相談役は、支部長の求めに応じて会務に関し助言を行うことを職務とする。

3. 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行なうことを職務とする。

4. 相談役及び顧問は支部長が委嘱し、その任期は支部長の在任期間とする。

(相談役及び顧問の報酬)

第 18 条 相談役及び顧問は無給とする。ただし費用弁償をすることができる。

第 5 章 会 議

第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第 1 節 総 会

(総会の区分)

第 20 条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2. 通常総会は、年 1 回以上開かなければならない。

3. 臨時総会は、支部長及び理事会が必要と認めたとき、または、会員の過半数から、あるいは監事総員から、会議の目的とする事由を示して総会の開催請求があった時に開催する。

(招集)

第 21 条 総会は、支部長が招集する。ただし、第 12 条第 4 項の規定による場合は、監事が招集する。

2. 総会の招集にあたっては、少なくとも 10 日前に会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(総会に付議する事項)

第 22 条 次の各号は、総会の議決または承認を得ることを要する。

- (1) 本会則の改正および廃棄
- (2) 会務及び事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) 支部長及び監事の選出
- (5) その他重要な事項

(議長)

第 23 条 総会の議長は、出席した会員中より選出する。

(議決)

第 24 条 総会の議決ならびに承認は、出席者の多数決による。

2. 可否同数のときは、議長が決める。

第 2 節 理 事 会

(構成)

第 25 条 理事会の構成は、第 10 条に規定する役員でもって構成する。

(招集)

第 26 条 理事会は、支部長が随時招集する。ただし、第 12 条第 4 項による場合は、監事が招集する。

2. 理事の過半数または、監事総員から理事会開催要請があったときは、支部長は、すみやかに理事会を開催しなければならない。

(理事会に付議する事項)

第 27 条 理事会で議する事項は次の各号とする。

- (1) 総会の招集およびこれに付議する事項
- (2) 総会の決議事項の執行に関する事項

(3) その他重要な会務に関する事項

(理事会の議長)

第 28 条 理事会の議長は、支部長もしくは支部長が指名した役員がこれにあたる。

(議決)

第 29 条 理事会の議決は、第 24 条に準用する。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運営費)

第 31 条 本会の運営は支部交付金、協力金および寄付金その他の収入により行う。

(監査)

第 32 条 会計は、報告の事前に監事による監査をうけなければならない。

第 7 章 会則（規約）の改正

(会則の改正)

第 33 条 本会則の改正は、総会の議決を要する。

2. やむをえない事由による場合の字句の変更等は理事会で改正できる。

(諸規程の改廃)

第 34 条 本会会則に規定する諸規程の改廃は、総会の議決を要する。

2. 第 33 条第 2 項の規定は本条でも準用する。

付則

本会則（規約）は、平成 18 年 5 月 14 日制定施行する。

本会則（規約）は、平成 27 年 5 月 30 日に改定施行する。

本会則（規約）は、令和元年 6 月 15 日に改定施行する。